

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年6月26日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第9号

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「給与条例」という。」を削る。

別表中

「

5 災害対策本部又は水防本部の出動命令により従事する職員の手当（警戒体制については正規の勤務時間外に限る。）	1日	700
6 風水害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある状態において行う巡回監視、市の諸施設等の緊急の防災又は復旧に係る現場作業若しくは避難所での作業に従事する職員の手当	1日	700
7 風水害等によるし尿処理作業に従事する職員の手当	1日	2,000
8 火災により出動する職員の手当（正規の勤務時間外に限る。）	1日	700

を

「

5 風水害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある状態において行う巡回監視、市の諸施設等の緊急の防災又は復旧に係る現場作業若しくは避難所での作業に従事する職員の手当	1日	700
6 風水害等によるし尿処理作業に従事する	1日	2,000

に

職員の手当		
-------	--	--

改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

香芝市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 6 月 26 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 10 号

香芝市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(香芝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 香芝市職員の退職手当に関する条例(平成 3 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第 2 条の 2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにある場合は、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第 3 条第 2 項中「第 13 条」を「第 12 条」に改める。

第4条第2項中「退職した者」の次に「（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第6条の2第2項中「第12条第3項又は第19条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第12条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第11条第8項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条第1項若しくは第17条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第10条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第10条の4第4項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第10条の4第5項中「本条」を「この条」に改める。

第11条第3項中「次条第1項各号」を「第15条第1項各号」に改め、同条第7項中「第19条」を「第22条第2項」に改め、同条第9項及び第10項中「第14条」を「第13条」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

第14条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改め、

同条第17項中「本条」を「この条」に改め、同条を第13条とする。

第15条から第18条までを次のように改める。

(定義)

第14条 この条から第21条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第21条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの条から第21条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が別に定める機関)をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの条から第21条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が別に定める機関)をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該職員に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければ

ならない。

- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を香芝市公告式条例（昭和31年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合において、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合

には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に對し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該

支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免

職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第15条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 香芝市行政手続条例(平成9年条例第17号)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職

処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 香芝市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第15条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。第20条を第23条とする。

第19条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第22条とする。

職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第18条の次に次の3条を加える。

（遺族の退職手当の返納）

第19条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。

)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第15条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 香芝市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する香芝市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処

分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第15条第1項に規

定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第15条第2項並びに第18条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 香芝市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第18条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第21条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、香芝市退職手当審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 退職手当管理機関は、第17条第1項第3号若しくは第2項、第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第17条第2項、第19条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第14条第7項中「第4項」を「第5項」に、「第6項」を「前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の香芝市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中第39の項の次に次のように加える。

40 退職手当審査会委員	日額 10,000円
--------------	------------

香芝市退職手当審査会規則をここに公布する。

平成21年6月26日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第11号

香芝市退職手当審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市職員の退職手当に関する条例（平成3年条例第30号）第21条第6項の規定により、香芝市退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 人事行政に関し識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、審査会の議決により公開とすることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、企画調整部人事課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 6 月 26 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第 12 号

香芝市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を削る。

第 10 条（見出しを含む。）中「第 14 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条の見出し中「第 14 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第 14 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 14 条第 1 項第 3 号」を「第 13 条第 1 項第 3 号」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条（見出しを含む。）中「第 14 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条及び第 14 条を削り、第 15 条を第 12 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 6 月 2 6 日

香芝市教育委員会委員長 船木 克容

香芝市教育委員会規則第 7 号

香芝市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

香芝市体育指導委員に関する規則（昭和 3 7 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「 2 0 名」を「 2 0 人以内」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

香芝市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 21 年 6 月 26 日

香芝市水道事業管理者
の権限を行う市長
香芝市長 梅田善久

香芝市水道事業管理規程第 2 号

香芝市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香芝市企業職員の給与に関する規程（昭和 43 年水道事業管理規程第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（特殊勤務手当）

第 4 条 条例第 7 条に規定する特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事した
場合において、管理者がその勤務に対して必要と認めるときは、当該職員に
対して予算の範囲内において支給する。

第 5 条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

香芝市告示第 6 7 号

第 4 回香芝市議会定例会を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定により、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 6 月 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 期日 平成 2 1 年 6 月 8 日
- 2 場所 香芝市役所 議場

香芝市告示第68号

平成21年度固定資産税納税通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から申し出があればいつでも交付します。

平成21年6月1日

香芝市長 梅田善久

送達をうけるべき者

略

第1期分納期限	平成21年 6月26日
第2期分納期限	平成21年 7月31日
第3期分納期限	平成21年12月25日
第4期分納期限	平成22年 3月 1日

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 6 9 号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況の公表について、住民基本台帳法第 11 条第 3 項又は第 11 条の 2 第 12 項の規定により、下記のとおり閲覧の状況を公表する。

平成 2 1 年 6 月 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況

機関等の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る 住民の範囲	適用
奈良県 奈良県知事荒井正吾	スポーツ振興法に基づく 「スポーツ振興計画」の改 訂・策定のための意識調査	平 20 . 4 . 28	香芝市内全域	第 11 条 第 3 項
NHK 奈良放送局放送部 放送部長渡辺隆嗣	平成 20 年 6 月「全国視聴率 調査」	平 20 . 5 . 1	旭ヶ丘 4 ~ 5 丁目、穴 虫	第 11 条の 2 第 12 項
(株)地域社会研究所 代表取締役大橋浩	奈良県行政経営課よりの委 託による、平成 20 年度『県 民アンケート』調査	平 20 . 5 . 15	瓦口、狐井、高、上中、 下田東 5 丁目、関屋北 7 丁目、磯壁 6 丁目、西 真美 2 丁目、真美ヶ丘 3 丁目、北今市 2 丁目、 逢坂 2 丁目、尼寺 2 丁 目、五位堂 6 丁目	第 11 条の 2 第 12 項
社団法人中央調査社 会長中田正博	内閣府男女共同参画局より の委託による「男女間にお ける暴力に関する調査」	平 20 . 8 . 19	良福寺	第 11 条の 2 第 12 項
社団法人新情報センター 事務局長平谷伸次	内閣府政府広報室よりの委 託による「食料・農業・農 村の役割に関する世論調 査」	平 20 . 9 . 2	穴虫	第 11 条の 2 第 12 項
社団法人中央調査社 会長中田正博	時事通信よりの委託による 「住民意識調査」	平 20 . 9 . 4	西真美 2 丁目	第 11 条の 2 第 12 項

NHK 奈良放送局放送部 放送部長渡辺隆嗣	平成 20 年 11 月「全国 視聴率調査」	平 20 . 9 . 17	穴虫	第 11 条の 2 第 12 項
NHK 奈良放送局放送部 放送部長渡辺隆嗣	平成 20 年 11 月「全国 接触者調査」	平 20 . 9 . 17	穴虫	第 11 条の 2 第 12 項
(株)サーベイリサーチ センター 大阪事務所長中村光明	奈良県商工労働部より の委託による「奈良県 内における消費拡大に 向けた消費拡大に向け た消費動向アンケート 調査」	平 20 . 10 . 3	穴虫、磯壁、逢坂、 鎌田、瓦口、北今市、 五位堂、下田西、関 屋北、田尻、白鳳台、 藤山、真美ヶ丘	第 11 条の 2 第 12 項
社団法人新情報センタ ー 事務局長平谷伸次	情報・システム研究機 構よりの委託による 「日本の国民性調査」	平 20 . 10 . 9	磯壁 4 丁目	第 11 条の 2 第 12 項
(株)サーベイリサーチ センター 大阪事務所長中村光明	奈良県人権施策課より の委託による「人権に 関する県民意識調査」	平 20 . 10 . 29	香芝市内全域	第 11 条の 2 第 12 項
社団法人新情報センタ ー 事務局長平谷伸次	内閣府政府広報室より の委託による「総合法 律支援に関する調査」	平 20 . 12 . 18	高山台 1 ~ 2 丁目	第 11 条の 2 第 12 項

香芝市告示第 7 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 6 月 2 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 2 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 7 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 6 月 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 7 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 6 月 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第73号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成21年6月8日

香芝市長 梅田善久

1. 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については二日間）
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）
4. 連絡先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0745 - 76 - 2001（内線204）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-110	アパマンショップ	はり札	1	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-111	三貴ホーム	はり札	7	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-112	地商住宅	はり札	1	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-113	田中(072-938-7780)	はり札	3	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-114	堀田興和(株)	はり札	1	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-115	ファミティホーム	はり札	2	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-116	富士(0745-78-0018)	立看板	1	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-117	タイヘイ住宅販売	立看板	2	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-118	レオパレス21	立看板	1	関屋	H21.5.29	H21.6.1	下田倉庫
21-119	ファミティホーム	はり札	8	田尻	H21.6.2	H21.6.2	下田倉庫
21-120	大黒ハウス	はり札	5	田尻、穴虫	H21.6.2	H21.6.2	下田倉庫
21-121	日本共産党	はり札	2	田尻	H21.6.2	H21.6.2	下田倉庫
21-122	関西ハウジング	はり札	7	穴虫、逢坂	H21.6.2	H21.6.2	下田倉庫
21-123	関西ハウジング	立看板	2	穴虫、逢坂	H21.6.2	H21.6.2	下田倉庫

香芝市告示第 7 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 6 月 1 2 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 1 2 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 7 5 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 6 月 1 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 1 7 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 7 6 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 6 月 1 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 1 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 7 7 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 6 月 2 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 2 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第78号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成21年6月25日

香芝市長 梅 田 善 久

1. 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については二日間）
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）
4. 連絡先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0745 - 76 - 2001（内線204）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-124	HOTEL ウォーターゲート	はり札	6	旭ヶ丘、今泉	H21.6.10	H21.6.10	下田倉庫
21-125	奄美共同住販	はり札	1	鎌田	H21.6.18	H21.6.18	下田倉庫
21-126	葛城建設	はり札	1	鎌田	H21.6.18	H21.6.18	下田倉庫
21-127	HOTEL ウォーターゲート	はり札	1	上中	H21.6.18	H21.6.18	下田倉庫
21-128	Feel	はり札	1	上中	H21.6.18	H21.6.18	下田倉庫
21-129	関西ハウジング	はり札	11	逢坂	H21.6.18	H21.6.18	下田倉庫
21-130	ディアホーム	はり札	6	北今市	H21.6.18	H21.6.18	下田倉庫
21-131	豊富住建	立看板	5	穴虫	H21.6.18	H21.6.18	下田倉庫
21-132	エステート藤井	はり札	3	穴虫	H21.6.19	H21.6.19	下田倉庫

香芝市選挙管理委員会告示第24号

平成21年6月2日現在における地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成21年6月2日

香芝市選挙管理委員会
委員長 植村 忠昭

3分の1の数	19,080人
6分の1の数	9,540人
50分の1の数	1,145人

香芝市選挙管理委員会告示第25号

香芝市第27投票区を新設し、投票区域を次のとおり定める。

平成21年6月2日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

香芝市第27投票区の投票区域

香芝市旭ヶ丘四丁目及び旭ヶ丘五丁目

香芝市逢坂2000番から逢坂2008番及び逢坂2100番

香芝市選挙管理委員会告示第26号

香芝市第25投票区の投票区域を次のとおり定める。

平成21年6月2日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

香芝市第25投票区の投票区域

香芝市旭ヶ丘一丁目から旭ヶ丘三丁目

香芝市上中775～776・777-2～777-9・778-7
～778-8・805～807・810～811・814～856・
882～885・887～1174・1176・1570～1590・
1593

香芝市今泉572～593・596～614・618-1・618
-3～623・627～631・635～1054・1056・10
58～1060・1160～1494

香芝市平野281～289・298～361・391・1140～
1147・1167～1168

香芝市選挙管理委員会告示第27号

平成21年6月24日開催の香芝市選挙管理委員会において執行された委員長選挙に当選した者の住所及び氏名並びに委員長の指定する委員長職務代理者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成21年6月24日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒松 健

職名	住所	氏名
委員長	略	黒松 健
委員長職務代理者	略	新野 庄信

平成21年 6月19日

香芝市教育委員会公告第6号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第6回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成21年 6月24日(水)
午後2時00分より |
| 2. 場 | 所 | 香芝市役所 会議室棟第6会議室 |
| 3. 案 | 件 | (1)平成22年度使用教科書の香芝市教科用図書選定委員会委員及び
調査員の任命又は委嘱について
(2)平成21年度香芝市立五位堂小学校等の学校評議員の委嘱につい
て
(3)香芝市体育指導委員に関する規則の一部を改正することについて
(4)香芝市体育指導委員の委嘱について
(5)香芝市教育委員会後援等名義使用承認について
(6)その他 |